次世代 ID アスリート選考規程

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟

（目的）

第1条　本規程は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟（以下、JPS という）が次世代を担う選手を育成し、将来世界選手権大会、国内大会等で日本チームの一員となり、最高の競技力を発揮出来るようにすることを目的とし、強化指定選手合宿への参加、指定する国内大会への出場、国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、次世代を担う選手が持てる最大限の力を発揮できるようにすることを目的とする。

（対象）

第2条　次世代 ID アスリート対象者は、選考時において次の項目のすべてを満たすこととする。

（１）JPS 会員であり、JPS の競技者登録をしていること。

（２）健康上の問題がなく、競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。

（３）知的障害があり療育手帳や愛の手帳等の手帳を所持していること。

（４）JPS 登録者で 1 月 1 日現在、満 12 歳以上 22 歳以下であること。

（５）JPS が指定する選考大会に初出場してから 3 年以内であり、各委員長からの推薦があること。但し、JPS の強化指定選手と同等の競技力を有すると各委員会が認め、委員長からの特別推薦がある場合についてはこの限りではない。

（６）INAS へのライセンス登録の意思のあること。

（７）将来トップアスリートとして、代表選手および強化指定選手行動規範を順守し、自らを律し、日本の代表となり得る礼儀と規律を重んじること。

（８）20 歳未満の者は親権者の承認が得られること。

(次世代アスリートの決定など)

第3条　次世代アスリートの決定などは次による。

（１）各委員会から推薦された候補者及び各委員長から特別推薦された候補者について理事会にて協議し決定する。候補者は、理事会の求めに応じて、自身の健康、障害の状況、競技力等を証明する文書やデータを提出する義務を負う。証明に費用がかかる場合は候補者が負担する。

（２）次世代アスリート指定は、原則として決定日より 4 年を超えないものとする。ただし、各委員長からの特別推薦があり、強化本部長が認め

た場合についてはこの限りではない。

（３）次世代アスリートの取り消し

① 次世代アスリートに、医学的問題やクラス変更が生じた場合は、理事会において指定取り消しの取り扱いについて審議する。

② 次世代アスリートが、第４条に規定する次世代アスリートの遵守事項を守らなかった場合は、理事会において指定取り消しの取り扱いについて審議する。

(次世代アスリートの遵守事項)

第4条　次世代アスリートは下記のことを遵守しなければならない。遵守出来ない場合は、（１）から（３）については各委員会へ、（４）から（９）については理事会へ書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

（１）指定された強化合宿への参加

（２）指定された国内及び国際大会への参加

（３）指定された JPS 主催行事等への参加協力

（４）JPS が派遣する国際大会及び強化合宿、各種行事で撮影された肖像権の JPS 広報活動、及びマーケティング活動への使用の同意

（５）練習状況の報告

（６）健康等医学的状況変化の報告

（７）アンチ・ドーピングに関する規定等遵守

（８）INAS・JPC・JPS 等による規定等遵守

（９）JPS 次世代アスリート誓約書内容の熟知と署名・押印

（費用負担）

第5条　費用負担は次の通りとする。

合宿や競技会参加に要する費用は原則選手の自己負担とする。但し、助成金や寄付金により負担が軽減されることがある。

(本規程の運用)

第6条　本規程は、2019 年 8 月 1 日より運用する。